地方議会制度について

- ① 地方議会の会期
- <改正の概要等>
 - 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることを可能とする。
 - 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
 - ・ 条例で、定期的に会議を開く日(定例日)を定める(必要に応じ、定例日以外に随時開催も可)。
 - 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を免除する。

<地方自治法改正案に関する意見(第30次地方制度調査会)(抄)>

- ・ 会期の始期は1月中と法定せず、条例に委ねることとすべき。
- ・ 定例日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はない。
- 一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべき。

【改正後のイメージ】(定例日)毎月第2水曜日、18時から20時まで

